

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定するため、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月14日

長崎市長 鈴木 史朗



## 1 業務の概要

### (1) 業務名

公用車集中管理システム構築等業務委託

### (2) 業務内容

公用車集中管理システム構築等業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日（土）まで

### (4) 履行場所

長崎市魚の町4番1号ほか

### (5) 予算額

7,635,000円（消費税相当額を含む。）

## 2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「コンピュータシステム操作・運用」、「コンピュータシステム設計・開発」、「コンピュータ・ソフトウェア維持管理」、「各種検査、分析、調査、測定」及び「賃貸借（コンピュータ・ソフトウェア）」のうちいずれかの業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者でないこと）。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 過去10年間(平成28年度以降)に同種業務又は類似業務を1年間以上履行した実績を1件以上有している者であること。なお、同種業務とは国又は地方公共団体における公用車集中管理システムの導入及び車両台数の最適化分析業務とし、類似業務とは国又は地方公共団体における公用車集中管理システムの導入業務とする。
- (9) 次の業務従事者をいずれも配置できる者であること。ただし、業務責任者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。
  - ア 業務責任者：過去10年間(平成28年度以降)に同種業務又は類似業務に他の担当者を指揮監督する業務責任者として参画した経験が1件以上ある者。
  - イ 担当者：過去10年間(平成28年度以降)に同種業務又は類似業務に参画した経験が1件以上ある者。

### 3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に3(2)の担当課まで連絡するものとする。

#### (1) 説明書の交付期間

公告日から令和8年5月27日(水)まで(長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

#### (2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階

長崎市総務部庁舎管理課(電話：095-829-1411)

### 4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

#### (1) 参加表明書の提出期限

令和8年4月27日(月)午後5時必着(提出期限内に3(2)の場所に到達していること。)

#### (2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

ウ 組織調書(様式イ)

エ 業務等実績調書(様式ウ)

オ 配置予定者調書(様式エ)

## 5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和8年4月28日（火）

## 6 説明書等に対する質問に関する事項

### (1) 説明書等に対する質問

説明等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メールにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

### (2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時必着

### (3) 質問書送信先

長崎市 総務部 庁舎管理課 長崎市役所 9階

E-mail: choshakanri@city.nagasaki.lg.jp

### (4) 質問に対する回答

令和8年4月30日（木）午後5時までに質問を取りまとめ、直接電子メールで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

## 7 提案書の提出期限、場所及び方法

### (1) 提案書の提出期限

令和8年5月28日（木）午後5時必着（提出期限内に3(2)の場所に到達していること。）

### (2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メールによる提出は受け付けない。

## 8 ヒアリングの実施

### (1) ヒアリングの有無 有

ヒアリング（プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答）を実施するものとする。

### (2) ヒアリング予定日：令和8年6月3日（水）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

## 9 受託者の決定

- (1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会（又は審査会）は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価項目		1人当たり配点	評価者	計
組織評価	実施体制	10	委員	20
	会社の実績	5	事務局	
	業務責任者・担当者の実績	5	事務局	
実施方針等評価		10	委員	10
システム評価（鍵保管庫も含む）	システムの機能（基本的な要件、使いやすさ、見やすさ）	20	委員	40
	システムの機能（独自機能）	10	委員	
	新たな提案（運用方法・支援）	10	委員	
分析評価	車両台数の適正化分析	20	委員	20
価格評価		10	事務局	10
合計				100

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

	所属	職名	氏名
委員長	総務部	部長	水蘆 崇
委員	総務部 庁舎管理課	課長	栗脇 善朗
	総務部 行政体制整備室	室長	牟田 幹子
	情報政策推進部 DX推進課	係長	川道 寿
	こども部 子育てサポート課	支援係長	森 真貴子
	環境部 資源循環課	廃棄物適正処理係長	末長 賢一
	中央総合事務所 地域整備2課	整備3係長	田邊 雅貴
	教育委員会 教育総務部 学校施設課	管理係長	野副 浩司

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会（又は審査会）からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和8年6月10日（水）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

## 1.0 契約書作成の要否 要

### 1.1 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
  - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
  - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

### 担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階

長崎市総務部庁舎管理課

電話 095-829-1411

電子メールアドレス choshakanri@city.nagasaki.lg.jp